



市民相談

Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	5/25(火)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 (栄養指導室洋室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課 市民相談係
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	①5/13(木) ②5/19(水)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②市役所1階(相談室)	5/6(木) 午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	市民課 市民相談係
年金出張相談 (予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	6/10(木) 6/24(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階(第3研修室)	5/10(月)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申込	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
心配ごと相談 市民生活での心配ごと全般	①5/7(金) ②5/17(月)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②保健福祉センター2階(会議室4)	相談日時に相談場所へ(電話相談は相談日時に☎33-0294へ)	社会福祉協議会 ☎33-0294
こころの相談 (予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	5/7(金) 5/27(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	5/18(火) 6/1(火)	13:00~17:00	—	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	地域包括支援センター ☎32-1957
NPO相談会 (予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	5/12(水) 5/26(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターへ	市民活動サポートセンター ☎33-0088
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①5/6(木) ②5/11(火) ③5/18(火) ④5/25(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談 司法書士による相談	月~金曜日	10:00~15:00	—	相談日時に電話で受付 ☎073-422-4272	和歌山相談センター ☎073-422-4272
人権相談 (※1) いじめ、差別、虐待、家族や近隣間の悩み事など	6/1(火)	13:30~16:00	市役所2階(人権・男女共同推進室)	当日午後3時までに相談場所へ 予約も可能	人権・男女共同推進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	—	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談 (詳細についてはお問い合わせください) 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど) … 問い合わせ: 教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など) … 問い合わせ: 家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談(※2)(非行など) … 問い合わせ: 青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど) … 問い合わせ: 消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談 … 問い合わせ: 建築住宅課 ☎33-1115					

※1 人権相談は、和歌山地方方法務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。
※2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

橋本市地域包括支援センター … ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000
ひかり苑在宅介護支援センター … ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 … ☎44-1189

防災はしもとメール配信

●登録方法(詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jp
に空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
●配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線 テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。
☎0120-78-0620
※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

上下水道

浄化槽管理者の義務について

【下水道課】

浄化槽は微生物の働きにより汚れた水を処理します。微生物を活発に活用できるような環境を保つためには、保守点検および清掃を行うことが必要です。

また、実際にきれいな水に処理されているかどうかを判断するため、保守点検・清掃と併せて法定検査を受けなければなりません。

●浄化槽法で定められている3つの義務

1. 浄化槽の保守点検
浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行います。県知事登録の専門業者に委託してください。
2. 浄化槽の清掃
浄化槽内の汚れを取り除き、装置の洗浄などを行う作業を行い、浄化槽の機能を正常に保つため、年1回以上必要です。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
3. 浄化槽の法定検査
毎年1回の水質検査を受けなければなりません。法定検査は、和歌山県水質保全センターで受けてください。

●問い合わせ

下水道課 計画係 ☎33-3160

井戸水使用の変更届について

【水道経営室】

公共下水道へ接続されている家屋で、井戸水を一般家庭用として使用されている場合、世帯の人数や井戸水の使用場所によって下水道使用料を算定しています。

転居や出生、死亡などで人数に変更があった場合や、井戸水の使用場所(水道水を併用する家庭のみ)の変更または井戸を廃止した場合は、水道サービスセンターまで届け出てください。

●問い合わせ

水道経営室(水道サービスセンター) ☎33-2860

農業集落排水処理区域の人数変更届について

【水道経営室】

市には吉原地区、山田・出塔地区、高野口町上中・下中地区(九重の一部を含む)、西川地区(高野口町嵯峨谷、大野、下中の一部を含む)の4カ所に農業集落排水処理施設があります。

農業集落排水は世帯の人数によって料金を算定しています。転居や出生、死亡などで人数に変更があった場合は、水道サービスセンターまで届け出てください。

●問い合わせ

水道経営室(水道サービスセンター) ☎33-2860

下水道への接続はお早めに

【下水道課】

下水道が使えるようになった区域でも、下水道への接続が済んでいない家庭が残っています。

未接続のままだと、浄化処理されていない生活排水がそのまま川へ流れる場合もあり、紀の川などの公共水域の水質が悪化する原因となります。

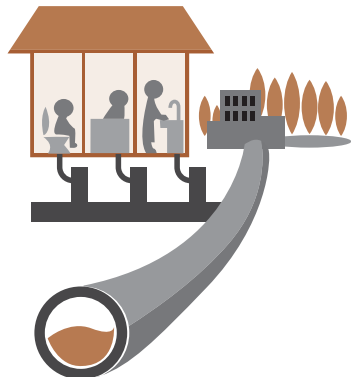
また、整備済の区域の接続率が伸びないと、新たな地区への整備や下水道管などの維持管理費にも影響を及ぼします。

生活環境を向上させ、次世代へ美しい紀の川などを引き継ぐためにも、下水道整備済区域にお住まいで未接続の皆さんは下水道への接続をお願いします。

市では、下水道に接続するための各種助成制度を設けていますので、ぜひ活用してください。申請手続きなど詳しくはお問い合わせください。

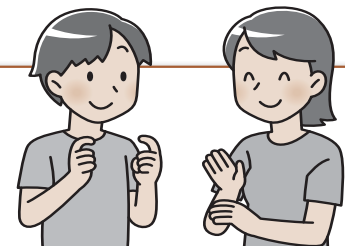
●問い合わせ

下水道課 計画係 ☎33-3160



橋本市手話講習会を開催します

あいさつや自己紹介から始める初心者向けの講習会で、楽しく手話が学べます。ぜひご参加ください。



- 日程(全27回)
6月7日(月)~令和4年2月28日(月)
- 時間 午後1時30分~4時30分
- 場所 保健福祉センター
- 申込期限 5月17日(月)
- 定員 先着20人

- 受講料 無料(別途、テキスト代3,300円必要)
- 申込方法
住所、氏名、生年月日、連絡先を電話、またはファクスでご連絡ください。
- 申し込み・問い合わせ
福祉課 ☎33-3708 ファクス32-2515